

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
小学校の学区について	<p>子が来年度に東山田小学校へ入学いたします。 とても遠いです。車通りも多く、歩道も狭いです。 近隣の中學、高校生が自転車で往来しており歩道を通るため歩行者は危険です。</p> <p>元々この学区は南山田小学校の学区でした。 近くには千里丘北小学校もあり、東山田は一番遠いです。</p> <p>なぜそのような学区割にされたのでしょうか? 何度も子どもと歩きましたが子供の足で35分かかり、雨の日などどうするのだろうと不安しかありません。</p> <p>人数調整だとは存じていますが、通う学校を選択させて欲しいです。</p>	<p>吹田市ホームページ「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)送信フォーム」よりお問合せいただきました指定校以外への就学希望の件につきまして、学務課より回答いたします。</p> <p>吹田市では居住地によって校区が定められております。そのため、原則は校区の学校へ就学していただくことになります。学校選択制は実施しておりません。 ただし、保護者の申立てにより、本来の指定校以外の学校への就学を認める場合があります。条件等については以下URLより吹田市ホームページ(ページ番号1003434「校区外通学(指定校変更・区域外就学)」)をご確認ください。 https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018281/1018284/1003434.html</p> <p>校区については、学校の規模に応じ、居住地によって設定しております。校区の中心に学校が位置していないことから、指定校より近い学校がある地域もあります。 (ご参考に、お住まいの地域については、平成15年4月に学校規模適正化のため、山田第二小学校区から東山田小学校区に変更となった経緯があります。)</p> <p>指定校までの通学路の確認及び通学時に関するご不安につきましては、学校または、通学路を所管する学校教育室にご相談ください。</p> <p>また、通学路の安全面につきましては、教育委員会、警察及び道路管理者などの関係機関が連携し、定期的に安全点検を行っていますので参考までにお伝えします。詳しくは以下URLより吹田市ホームページ(ページ番号1009959「通学路及び未就学児が移動する経路等の安全点検」)をご確認ください。 https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018186/1017973/1009959.html</p> <p>以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	学務課	R7.11.25	R7.11.28

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
窒息救助装置(喉詰まり吸引機)の設置希望	<p>給食のウズラの卵で窒息死されたお子さんのニュースを見て、全ての小学校に「窒息救助装置(喉詰まり吸引機)」を置くべきだと思い連絡させていただきました。</p> <p>調べてみると効果もあるし、値段もそこまで高いものではないので、ぜひ吹田市全ての小学校に置いてあげて欲しいです。</p>	<p>「うずら卵」の取扱については、令和6年2月に発生した小学校給食における窒息事故を受けて、文部科学省及び大阪府教育庁から提供を中止するのではなく窒息事故未然防止のポイントとして、通知がありました。本市といたしましてはこれを受けて、小学校給食におけるうずら卵の提供方法の見直しを行い、提供しております。</p> <p>本市の提供方法といたしましては、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 毎年度、1学期は提供しない 特に、1年生は初めての集団給食になるため、この間に食べ方のマナーなどを身につけ、集団の給食時間に慣れてもらうことを優先します (2) 2学期以降の提供時には必ず「しっかり噛んでゆっくり食べましょう」と毎日のおしらせに記載し、給食前に読み上げることを徹底する (3) うずら卵が入っていることがわかるように、使用食材がシンプルな献立を心掛ける (4) 提供時には、通常以上に児童の状況を観察する <p>以上のように、本市といたしましては、うずら卵に限らずしっかり噛んでゆっくり食べることが事故を未然に防ぐことにつながると考えております。</p> <p>また、万が一のことを詰まらせるような事態が生じた場合は、文部科学省の食に関する指導の手引に基づき、119番通報するとともに、初期処置(背部叩打法や腹部突き上げ法など)に努めるなど、重大事故につながらないよう速やかに対応するよう、全校に周知しております。</p> <p>今後も安心で安全なそして様々な食体験ができるような給食の提供に尽力してまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。貴重なご意見、ありがとうございました。</p>	保健給食室	R7.10.21	R7.11.11
C61-市HPの“イベントカレンダー”に表示の「9月の無料観覧デー」のタイトルに提言。	<p>1)標題の「9月の無料観覧デー」のタイトルでは、何の観覧か、クリックしないと分かりません。⇒タイトルに“吹田市立博物館”的付記が必要と思います。 ⇒添付画像。C61.イベントカレンダー。9月23日「9月の無料観覧デー」</p> <p>2) タイトルの末尾に“展示・発表会”的語句がありますが、何の発表会?…。⇒発表会であれば、予約申込が必要なのでは?…と考えてしまいます。</p> <p>※市民目線でお願いします。</p> <p>※広報課に供覧を願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>市HP内のイベントカレンダーの表示「9月の無料観覧デー」につきまして、吹田市立博物館である旨の付記が必要との御意見をいただき、修正いたしました。</p> <p>また、「展示・発表会」というカテゴリにつきましては、市HPが定めているカテゴリから選択しているものであり、このたびは、博物館の展示が観覧無料であるため、最も適切と思われるカテゴリの「展示・発表会」を選択いたしました。</p> <p>いただきました御意見を踏まえ、市民の方の視点に立ち、わかりやすい掲載を心掛けてまいります。</p>	文化財保護課	R7.9.11	R7.9.25

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
【問い合わせ】吹田市内小中学校でのウサギ飼育についての確認	<p>市内小中学校におけるウサギ飼育についてお伺いしたく、ご連絡差し上げました。</p> <p>近年、学校でのウサギ飼育については、 ・動物虐待につながる「不適切飼育」が起こりやすいこと ・教員の負担増 ・気候変動によるストレスや死亡リスクの増大 ・動物アレルギーの子どもへの配慮の必要性</p> <p>などの理由から、全国的に見直しや廃止の動きが広がっていると承知しております。</p> <p>つきましては、現在、吹田市内の小中学校でウサギを飼育している学校はあるかどうかについて、ご教示いただけますでしょうか。</p> <p>お忙しいところ恐れ入りますが、ご回答いただければ幸いです。 どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>	現在、吹田市でウサギを飼育している学校は小学校1校、中学校0校でございます。	学校教育室	R7.8.28	R7.9.12
小学校における日本語教育環境の整備についてのお願い	<p>近年、公立小学校において、日本語が十分に理解できない児童が在籍している例が見受けられます。授業中に先生方が日本語支援を同時に実行ざるを得ない場面もあり、学級全体の授業進行や、児童全員の学習機会に影響が出るのではないかと懸念しております。</p> <p>つきましては、以下のような対応をご検討いただければ幸いです。</p> <p>本来、日本に移住される方は、日本語を学び、家庭で子どもに必要な準備をさせる責任があると考えます。教育現場や市の限られた税金が過度に割かれることのないよう、以下の点をご検討いただきたく存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外国籍の児童が公立学校に入学する際、日本語能力に関する一定の条件や準備を求めるこ ○日本語教育については、まず家庭や保護者が責任を持って取り組むよう周知・指導を強化すること ○学校や先生方が過度に負担を負わない仕組みを整備すること ○現状の授業の妨害の可能性があった場合は直ちに対応すること <p>子どもたち全員が安心して学べる教育環境を守るために、ぜひともご検討いただきたくお願ひ申し上げます。</p> <p>敬具</p>	<p>本市では、日本語指導が必要な児童生徒が増加している現状があるため、それに伴って教員の負担軽減も含め、日本語指導の在り方を見直す必要があると考えています。日本語指導が必要な児童生徒への指導には学校と家庭の連携は欠かせません。そのため、本市では対象となる児童生徒の転入の連絡があつた時点で、市の日本語教育の方針や取組をご理解いただくために様々な情報を提供し、ご準備いただくとともに、学校に対しては通訳者を派遣したり、AI翻訳機を貸与したりするなどのサポートを行い、学校と家庭が協力して、他の児童生徒も含む、全員が安心して学校生活を送れるよう支援を行っております。</p> <p>この度は貴重なご意見ありがとうございました。頂戴したご意見も参考にさせていただき、今後も引き続き、日本語指導体制について様々な検討を進めてまいります。</p>	学校教育室	R7.8.25	R7.9.3
給食センターについて	摂津市に建設する給食センターについて、再度説明会をすべき！	食の実装施設として給食調理機能を有する第2アライアンス棟(第Ⅰ期)の整備・運営事業については、現在事業者の公募手続きを進めており、公募に係る適正性の確保等のため、同事業に係る説明会の開催は、事業者の決定後を予定しております。	健康まちづくり室	R7.8.12	R7.8.25

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
吹田市不登校ポータルサイトに最新情報が反映されない件について	<p>吹田市教育委員会事務局教育部 学校教育室へ令和7年3月27日より修正を依頼していますが、現時点で最新情報が反映されていません。</p> <p>また進捗状況を問い合わせても回答がなく、放置されています。</p> <p>適切に対応してください。</p> <p>経緯は以下をご確認ください。</p> <p>○○ 8月2日(土) 10:33 (1日前) To 吹田市</p> <p>吹田市教育委員会事務局教育部 学校教育室 御中</p> <p>メールをお送りしてから、2週間経過しそうですが、反応がありません。 放置されているのでしょうか。</p> <p>非常に残念です。</p> <p>2025年7月20日(日) 9:23 ○○</p> <p>吹田市教育委員会事務局教育部 学校教育室 御中</p> <p>その後、2ヶ月経過しましたが、まだでしょうか。</p>	<p>返信が遅くなり、また、長いお時間を頂戴し、申し訳ございませんでした。</p> <p>関係室課との調整が終わりましたので、令和7年8月14日付で不登校ポータルサイトを更新したことをお知らせいたします。</p> <p>なお、ハンドブックについては最新の取組等を反映するための調整を実施しております。改訂が完了次第、更新する予定となっておりますので、今しばらくお時間頂戴することについてご了承願います。</p>	学校教育室	R7.8.4	R7.8.18

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>忘れされているのではないかと懸念がありますので、中間報告だけでもいただけないでしょうか？</p> <p>2025年5月15日(木) 0:02 ○○ 吹田市教育委員会事務局教育部 学校教育室 御中</p> <p>ご連絡ありがとうございます。 関係機関と調整中のこと承知しました。 では、更新されるまでお待ちしますので、更新されたましたらお知らせください。</p> <p>お返事なければ、市民の声へ投稿しようと考えていました。 業務多忙とは思いますが、最初のお返事だけでは更新されるのかどうか明記がなく、また返事がありませんと、メールが届いているのか、対応する気があるのかも分かりませんので、こちらが催促しなくても、最初から、調整中である旨の連絡をいただければと思います。</p> <p>催促するのも時間の無駄ですので、一定期間、回答に時間を要するのであれば、その旨だけでもお知らせください。</p> <p>以上、ご連絡までに。</p> <p>2025年5月14日(水) 17:08 吹田市 学校教育室 kyo_sido@city.suita.osaka.jp ○○様</p> <p>平素より、本市教育行政にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 返信が遅くなり、申し訳ございませんでした。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>現在、更新内容について関係室課との調整中であり、しばらくお時間 いただいております。</p> <p>くり返しとなりますが、市民の皆様に提供すべき情報につきまして は、わかりやすく最新のものにすべきであると考えておりますので、今 後も適切に対応できるよう努めてまいります。</p> <p>○○ 5月6日(火) 12:37 To 吹田市教育委員会学校教育部学校教育室</p> <p>その後、1ヶ月が経過しましたが、変更がありません。</p> <p>ご連絡をお願いします。</p> <p>2025年4月4日(金) 20:11 ○○</p> <p>吹田市教育委員会事務局教育部 学校教育室 御中</p> <p>ご連絡ありがとうございます。 現時点でのホームページの該当箇所を確認すると文言やリンク先が修 正されていないように見えるのですが、どういうことでしょうか? 修正でき次第、最新のホームページのリンク先をお知らせください。</p> <p>2025年4月4日(金) 16:10 吹田市教育委員会学校教育部学校教育 室 kyo_sido@city.suita.osaka.jp ○○様</p>				

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p>平素より、本市教育行政にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、3月27日付のメールでいただいた標記の件つきましては、貴重な御意見を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>市民の皆様に提供すべき情報につきましては、わかりやすく最新のものにすべきであると考えておりますので、今後も適切に対応できるよう努めてまいります。</p> <p>こちらは吹田市です。 ホームページから問い合わせをいただきありがとうございました。</p> <p>【受付日時】: 2025-03-27 22:41:42 【参照元URL】: https://www.city.suita.osaka.jp/kosodate/1018281/1018294/1029927.html</p> <p><市からの回答> 回答を希望する</p> <p><お名前> ○○</p> <p><フリガナ></p>				

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	<p><メールアドレス(回答希望の場合:必須)> ○○</p> <p><ご住所> 郵便番号: 都道府県: 大阪府 住所1: 住所2:</p> <p><電話番号></p> <p><FAX番号></p> <p><件名> 子育て政策室→すこやか親子室</p> <p><お問い合わせ内容> 部署が変更されたのに名称やリンク先が変更されていません。 吹田市版 学校へ行きづらい子供を支える保護者向けハンドブックも同様に変更されていません。</p> <p>該当のページまで辿り着くのに時間を要しましたので、改善してください。 同様に他にも最新になっていない箇所は修正してください。</p>				

市民の声と市の回答(分野別:学校・教育・青少年)

(回答日の新しい順)

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
もくもくの里 利用予約に関して	<p>このたび、「もくもくの里」を予約しておりましたが、当日、大雨警報の影響によりやむを得ずキャンセルのご連絡を差し上げました。当日キャンセルということでご迷惑をおかけしたことは承知しておりますが、電話対応された男性職員の方のご対応が非常に不快なものであったため、この場を借りて意見を申し上げます。</p> <p>日程の変更をお願いした際には、「日程変更はできません」「利用取消届を早急にFAXで送ってください」と、一方的な対応をされました。こちらが「FAXがないため、郵送で利用取消届と利用申込を送ることで1回で済ませたい」と申し出たところ、「とにかく利用取消届をホームページからダウンロードして早急に送ってください。食事を申し込んでないのなら、以上です。それからでないと申込は受け付けません。」と言われ、こちらの状況や意図にはまったく耳を傾けていただけませんでした。</p> <p>市のサービスでありながら、対応が極めて不親切で高圧的。利用者目線が著しく欠けていると感じました。</p> <p>また、申込・取消の手続きが「電話で確認し、申込書をFAXか郵送のみ」で、柔軟な対応がなされないのも非常に不便です。</p> <p>キャンセルと再予約を一度に済ませられるような運用や、FAXを使えない利用者への配慮(たとえば、メールやWebフォームの活用)など、改善の余地が多いのではないかと考えます。</p> <p>利用者が気持ちよく市の施設を活用できるよう、今後のサービス改善を強く要望いたします。</p>	<p>平素より当施設をご利用いただき、誠にありがとうございます。ご指摘いただきました件につきまして、当該職員及び施設長に事実確認を行い、今後は同様のことが起らぬよう、全施設職員に対して電話応対マナーの再確認をするよう指導しました。引き続き、利用者の皆様へより良いサービスが提供できるよう、努めてまいります。</p> <p>施設の利用申請及び取消申請の提出方法につきましては、郵送とFAXに加え、吹田市立自然の家のホームページに書類提出フォームを設けており、事前連絡は必要となります。インターネットからの各種申請書類の提出を承っております。</p> <p>また、当該施設は、使用許可申請書の交付を受けたのちにキャンセルされる際、使用取消届を提出いただくことになっております。そのため、日程変更を希望する場合は、まず使用取消届を施設へ提出したのち、新しい利用希望日で再度使用許可申請書を提出していただく必要がありますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>今後とも、利用者の皆様が気持ちよく利用できるサービス提供に努めてまいります。</p>	青少年室	R7.8.12	R7.8.18